

05539P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

39

消費税法

▼  
理論マスター

平成26年度試験対策

法令等の改正・本試験の出題傾向に対応！



TAC出版

# はじめに

---

消費税法は、税理士試験科目として定着してきた感がある。当初の基本的重要事項から近年の応用的事項まで幅広く出題されるようになってきた。そこで本書は最小の努力で最大の効果を生むように受験上最低限必要な理論だけを収録した。

本書に収録された問題で、本試験に出題可能性のある範囲を9割以上カバーしている。この一冊を完璧にマスターすれば、理論問題に関しては楽に合格に達することができるので、次の利用法を守ってしっかり身に付けてほしい。

(本書は平成25年7月現在の施行法令に準拠している。)

## 《本書の利用法》

1. 理論は、条文で必ず確認すること
2. 内容の理解に努めること
3. 暗記した後に覚えているか書いて確認すること
4. 解答のスピードを身に付けること

TAC税理士講座

## 本書を使用する際の注意点

### 1 テーマについて

法体系の確認がしやすいように、各理論問題については、テーマごとに分けて収録し、各テーマをページの上部に表示しております。

また、各理論問題は、各テーマに属する枝番号（1-1等）で表示しております。

法令の体系的な学習（応用理論対策等）に役立ててください。

### 2 ランクについて

各理論問題について、その科目を学習するまでの重要度（ランク）を、理論問題のタイトルの横に表示しております。

理論学習をする際の指針としてください。

ランク A …… 学習をするにあたって非常に重要度の高い理論問題

ランク B …… 学習をするにあたって比較的重要度の高い理論問題

ランク C …… 学習をするにあたって比較的重要度の低い理論問題

### 3 重要度について

各理論問題の中の各項目について、その理論問題の中での重要度を、項目のタイトルの横に表示しております。

理論学習をする際の指針としてください。

◎ …… その理論問題の中で非常に重要度の高い項目

○ …… その理論問題の中で比較的重要度の高い項目

△ …… その理論問題の中で比較的重要度の低い項目

### 4 カッコ書きについて

本文中のカッコ書きについては、本文との区別がしやすいように文字の大きさを小さくして収録しております。

まずはカッコ書きを除いて文章を確認し、その後、カッコ書きを付け足す形で確認をすると学習しやすくなりますので、参考にしてください。

### 5 条文番号について

各理論問題の中の各項目について、参照して頂く条文番号を表示しておりますが、条文番号については暗記（解答）する必要はありません。

# CONTENTS

## 目 次

消費税法理論体系	.....	viii
----------	-------	------

### テーマ 1：総 則

1-1 課税の対象〔A〕	.....	2
1-2 国内取引の判定〔B〕	.....	4
1-3 非課税〔B〕	.....	6
1-4 輸出免税等〔B〕	.....	8
1-5 輸出品販売場における輸出品の譲渡に係る免税〔C〕	.....	10
1-6 小規模事業者に係る納税義務〔A〕	.....	12
1-7 前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例〔B〕	.....	16
1-8 相続があった場合の納税義務の免除の特例〔B〕	.....	18
1-9 合併があった場合の納税義務の免除の特例〔B〕	.....	20
1-10 会社分割があった場合の納税義務の免除の特例〔B〕	.....	22
1-11 新設法人の納税義務の免除の特例〔B〕	.....	26
1-12 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例〔B〕	.....	28
1-13 資産の譲渡等を行った者の実質判定〔C〕	.....	30
1-14 信託財産に係る資産の譲渡等の帰属〔C〕	.....	31
1-15 法人課税信託の受託者に関する消費税法の適用〔C〕	.....	32
1-16 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例〔A〕	.....	34
1-17 工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例〔B〕	.....	36
1-18 小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例〔C〕	.....	38
1-19 課税期間〔A〕	.....	40
1-20 納税地〔C〕	.....	44

### テーマ 2：課税標準及び税率

2-1 課税標準及び税率〔B〕	.....	48
-----------------	-------	----

### テーマ 3：税額控除等

3-1 仕入れに係る消費税額の控除〔A〕	.....	52
3-2 帳簿等の意義〔B〕	.....	56
3-3 課税売上割合〔B〕	.....	58

3－4	非課税資産の輸出等〔B〕	60
3－5	仕入れに係る対価の返還等〔B〕	62
3－6	課税貨物に係る消費税額の還付〔C〕	64
3－7	課税売上割合が著しく変動した場合の消費税額の調整〔B〕	66
3－8	調整対象固定資産を転用した場合の消費税額の調整〔B〕	70
3－9	棚卸資産に係る消費税額の調整〔B〕	72
3－10	中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例〔A〕	74
3－11	簡易課税の適用がない分割等に係る課税期間〔C〕	78
3－12	災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例 の届出に関する特例〔B〕	80
3－13	売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除〔B〕	82
3－14	貸倒れに係る消費税額の控除等〔B〕	84

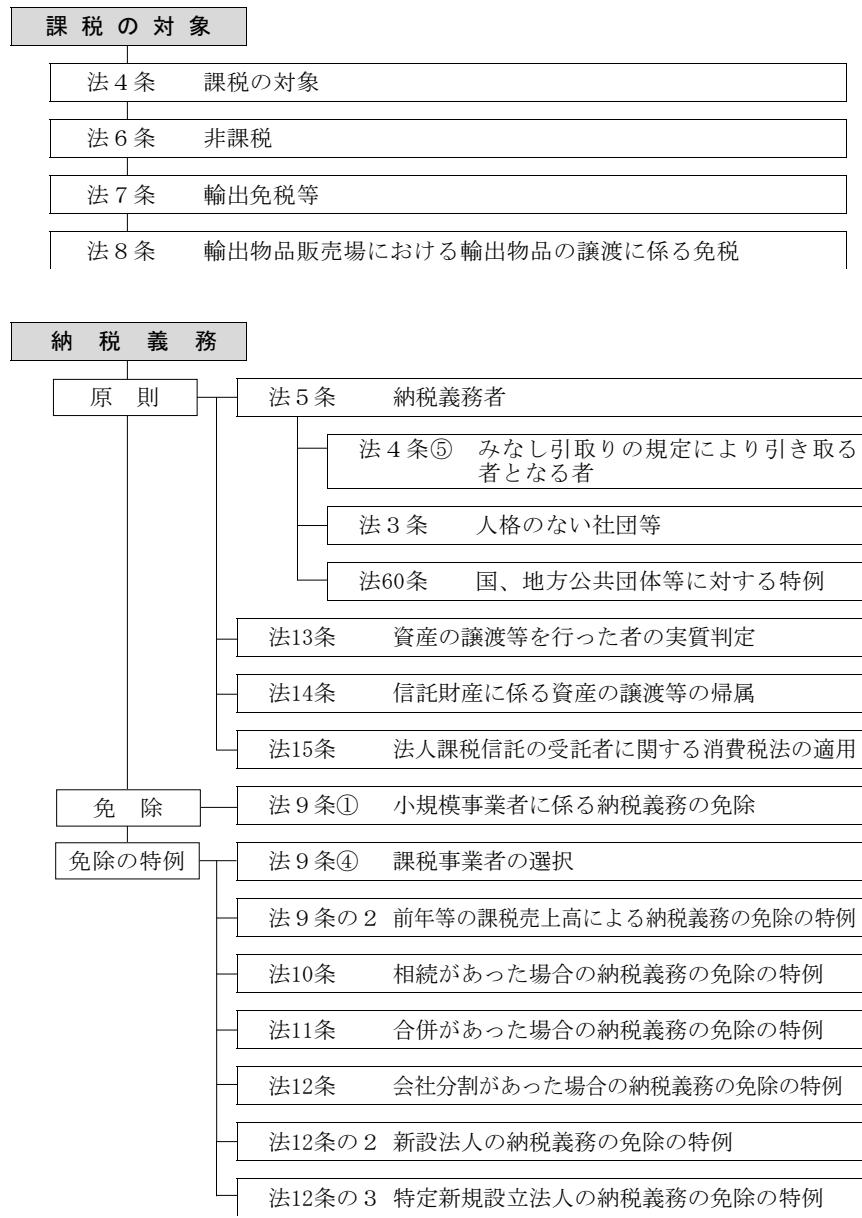
#### テーマ4：申告、納付、還付等

4－1	中間申告制度〔A〕	88
4－2	確定申告制度〔A〕	92
4－3	還付を受けるための申告制度〔B〕	94
4－4	引取りに係る課税貨物の申告制度〔B〕	96
4－5	更正の請求〔C〕	98

#### テーマ5：雑則、その他

5－1	小規模事業者の納稅義務の免除が適用されなくなった場合等の届出〔C〕	102
5－2	国、地方公共団体等に対する特例（仕入れに係る消費税額に関する事項 を除く）〔C〕	104
5－3	仕入れに係る消費税額に関する国、地方公共団体等に対する特例〔C〕	106
5－4	定義〔C〕	108

# 消費税法理論体系



### 資産の譲渡等の時期

法16条 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例

法17条 工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例

法18条 小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例

法60条 国、地方公共団体等に対する特例

### 課 稅 期 間

法19条 課税期間

### 納 税 地

法20条 個人事業者の納税地

法21条 個人事業者の納税地の特例

法22条 法人の納税地

法23条 納税地の指定

法24条 納税地指定の処分の取消しがあった場合の申告等の効力

法25条 納税地の異動の届出

法26条 外国貨物に係る納税地

法27条 輸出物品販売場において購入した物品を譲渡した場合等の納税地

## 課税標準及び税率

法28条 課税標準

法29条 税率

## 税額控除

法30～37条の2 控除対象仕入税額

法38条 返還等対価に係る税額

法39条 貸倒れに係る税額

### 控除対象仕入税額

#### 仕入れに係る消費税額の控除

法30条 仕入れに係る消費税額の控除（原則）

法31条 非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例

法32条 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例

法33条 課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整

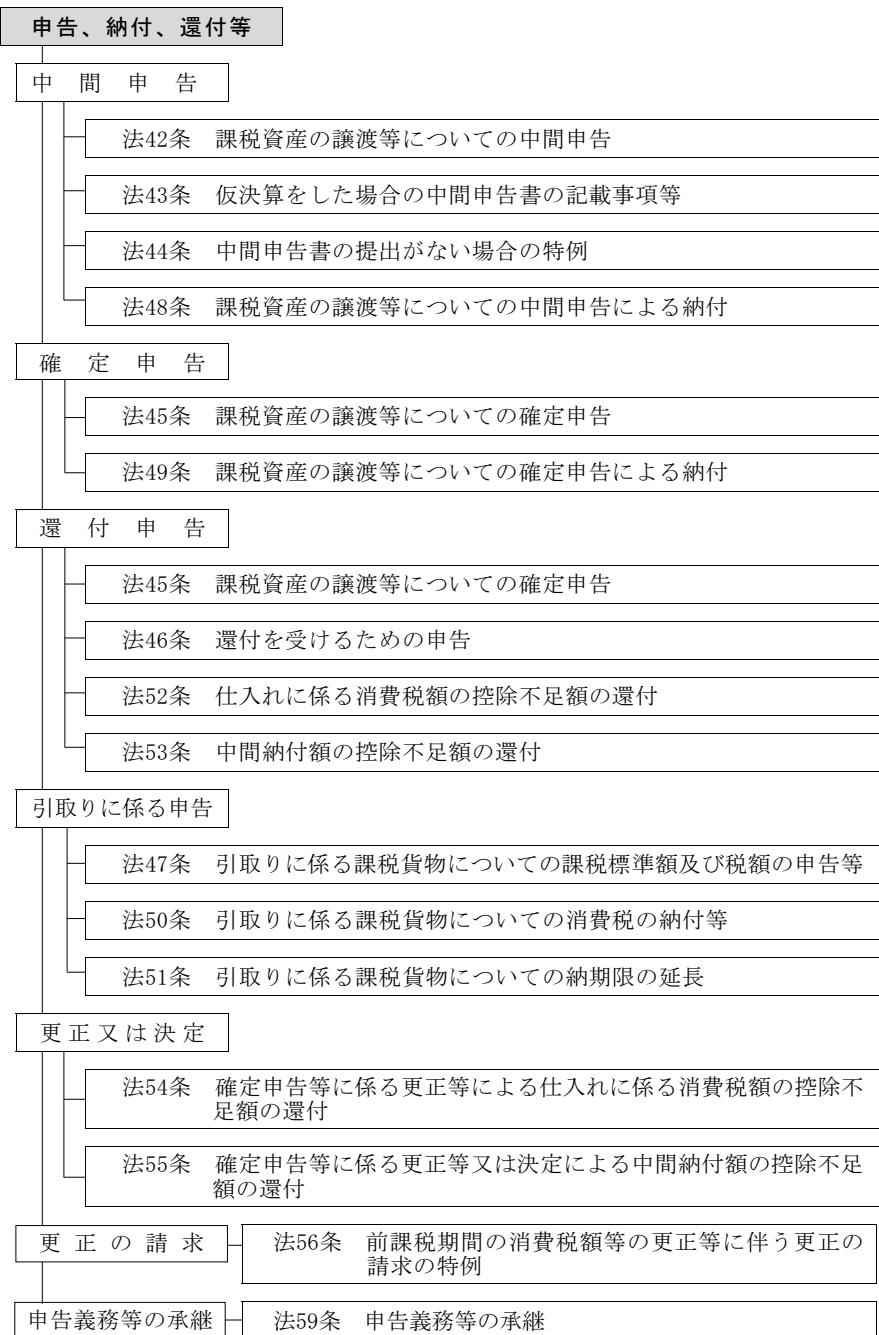
法34条 課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整

法35条 非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整

法36条 納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整

法37条、法37条の2 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例

法60条 国、地方公共団体等に対する特例



## 理論暗記にあたっての注意点！

法令用語の中には、「慣用語」という特別な意味をもつて用いられる言葉がある。条文の意味を正確に理解するためには、そうした「慣用語」について十分な知識をもっていることが要求され、理論の解答作成にあたっては、これを厳密に使い分ける必要がある。

### (1) 「又は」・「若しくは」

「又は」と「若しくは」の意味は、どちらも選択的接続詞で、日常使用されている用法と大差はない。しかし、法令上の用語としては、厳格に使い分けられている。

#### ① 「又は」の接続詞は大きい方に使う。

AかBか、あるいはAかBかCかというような単純・並列的な選択的接続の場合、「又は」が使われる。

(例) 「人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。」(法2①七)

#### ② 選択的接続が複雑な段階で連結する場合

AかBかというグループがまずあって、これとCというものを対比しなければならない場合は、小さい選択的連結に「若しくは」を用い、大きい選択的連結には「又は」を用いる。

……「A若しくはB又はC」となる。

(例) 「代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。」(法2①ハカッコ書)

### (2) 「及び」・「並びに」

この接続詞は、どちらも併合的接続詞で、日常使用されている用法と大差はない。法令用語のうえでの使い分けは、次のとおりである。

#### ① 「及び」は單一的併合に使う。

AもBもというような普通の併合的な接続の場合、「及び」が使われる。

(例) 「課税標準及び税率」(テーマ2)

## ② 併合的接続が二段階になる場合

まず、AとBをつなぎ、このグループとCをつなぐという場合に「並びに」を使う。その使い方は、前例の「又は」、「若しくは」の場合と逆で、小さい方の連結に「及び」を使い、大きい方の連結に「並びに」を使う。

……「A及びB並びにC」となる。

(例) 「資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。」(法2①八)

## (3) 「場合」・「とき」

「場合」と「とき」は、ともに仮定的条件を示す言葉として用いられる。したがって、「場合」や「とき」が使われている条文の構成は、要件と効果の2つに大分することができる。

両者の差は、前提となる条件が2つ重なる場合には、大きな条件を「場合」で表し、小さな条件を「とき」で表すことになっている。

### ① 前提条件が1つの場合の用法

……「Aという場合には、Bとする。」というように使う。

### ② 前提条件が2つの場合の用法

……「Aという場合において、Bをしたときは、Cとする。」というように使う。

## (4) 「その他」・「その他の」

法令上「その他」と「その他の」という言葉は、いずれも例示を挙げた場合に使用する字句で、条文上は区別して使われている。

① 「その他」という場合は、その字句のすぐ前の例示を含まないもので、並列的な例示を行う場合に使用する。したがって「その他」の例示を政令などで行う場合には、「その他」の前の例示は再び掲げられずに、これに準ずるものを見示す。

(例) 「前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項」

(法43①五)

この場合、「その他」は並列的な例示として使用されているので、「その他財務省令で定める事項」とは、前各号に掲げるものを含まない事項を意味している。

② 「**その他の**」という場合は、その字句のすぐ前に掲げられる例示を含むもので、包括的な例示を行う場合に使用する。したがって、「**その他の**」例示を政令などで行う場合には、必ず「**その他の**」前の例示もあわせて政令に掲げられることになる。

(例) 「棚卸資産　商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で政令で定めるものをいう。」（法2①十五）

この場合、「**その他の**」は包括的な例示として使用されているので、「**その他の資産**」とは、商品、製品、半製品、仕掛品、原材料はもちろんのこと政令でそのすべてが定められている。

#### (5) 「みなす」・「とする」

「**みなす**」・「**とする**」は、ともに一定の法律関係について生ぜしめる法律効果を確定する言葉である。両者の差異は、次のような点にみられる。

① 「**みなす**」は、元来性質を異にする2つの事物をある法律関係のもとでは同一視して、一方の事物に生ずる法律効果を他の事物についても生ぜしめることをいう。つまり「**みなす**」とは、「擬制的にそのように取り扱う」という意味であり、同一事物でないことの反証を一切認めない。

(例) 「次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。」（法4④本文）

② 「**とする**」は、本来そのように取り扱っておかしくない性質を有している事物について、「制度としてそのように決める。」という場合に主として用いられる。したがって、擬制的に取り扱う「**みなす**」と異なり、制度としてそのように取り扱うに十分な性質を有している。

(例) 「前項第二号の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。」（法9③）

#### (6) 「者」・「物」・「もの」

① 「**者**」は、法律上の人格をもつ主体を指し、通常は自然人と法人の総称として用いられる。

② 「**物**」は、一般の法令と同様に、有体物の総称として用いられる。なお、税法上では、「目的物」といった表現のなかにおいて用いられることが多い。

③ 「**もの**」とは、「**者**」または「**物**」で表現することのできない抽象名詞や抽象的な存在を表現する場合に使用される。このほか、説明上の関係代名詞として「**もの**」が使用されることもある。

## テーマ1

# 総則

- 
- 1－1 課税の対象
  - 1－2 国内取引の判定
  - 1－3 非課税
  - 1－4 輸出免税等
  - 1－5 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税
  - 1－6 小規模事業者に係る納税義務
  - 1－7 前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例
  - 1－8 相続があった場合の納税義務の免除の特例
  - 1－9 合併があった場合の納税義務の免除の特例
  - 1－10 会社分割があった場合の納税義務の免除の特例
  - 1－11 新設法人の納税義務の免除の特例
  - 1－12 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例
  - 1－13 資産の譲渡等を行った者の実質判定
  - 1－14 信託財産に係る資産の譲渡等の帰属
  - 1－15 法人課税信託の受託者に関する消費税法の適用
  - 1－16 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例
  - 1－17 工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例
  - 1－18 小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例
  - 1－19 課税期間
  - 1－20 納税地

## 1-1 課税の対象

[ランクA]

### 1. 国内取引

重要度◎

#### (1) 課税の対象 (法4①)

国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。

#### (2) 資産の譲渡等 (法2①八、令2①～③)

##### ① 定 義

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

##### ② 範 囲

###### イ 資産の譲渡等に類する行為

- (イ) 代物弁済による資産の譲渡
- (ロ) 負担付き贈与による資産の譲渡
- (ハ) 金銭以外の資産の出資
- (ニ) 特定受益証券発行信託又は一定の法人課税信託の委託者が金銭以外の資産の信託をした場合の資産の移転等
- (ホ) 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継（包括承継を除く。）
- (ヘ) 不特定多数の者の受信目的である無線通信の送信で、法律による契約に基づき受信料を徴収して行われるもの

###### ロ 土地収用法等

土地収用法等の規定に基づいてその所有権等を収用され、その権利取得者から補償金を取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったものとする。

###### ハ 付随行為

資産の譲渡等には、その性質上事業に付隨して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。

(3) 国内取引の判定 (法4③、令6③)

次の場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

① 資産の譲渡又は貸付け

譲渡又は貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所（船舶、特許権等である場合には、一定の場所）

② 役務の提供

役務の提供が行われた場所（運輸、通信その他国内及び国外にわたって行われるものである場合には、一定の場所）

③ 金銭の貸付け等

貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地

(4) 資産の譲渡とみなす行為 (法4④)

次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

① 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の事業用資産を家事のために消費又は使用した場合におけるその消費又は使用

② 法人が資産をその役員に対して贈与した場合におけるその贈与

## 2. 輸入取引

重要度○

(1) 課税の対象 (法4②)

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

(2) 引取りとみなす場合 (法4⑤)

保税地域において外国貨物が消費又は使用された場合には、その消費又は使用した者がその消費又は使用の時にその外国貨物を保税地域から引き取るものとみなす。

ただし、その外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費又は使用された場合等は、この限りでない。

## 1-2 国内取引の判定

[ランクB]

### 1. 資産の譲渡又は貸付け (法4③一、令6①)

重要度◎

国内取引の判定は、譲渡又は貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

ただし、次の資産は、譲渡又は貸付けが行われる時におけるそれぞれの場所が国内にあるかどうかによる。

(1) 船舶及び航空機

① 登録のあるもの

登録機関の所在地（注）

（注）船舶について、2以上の国で登録している場合にはいずれかの機関の所在地とし、その他一定の場合にはその譲渡又は貸付けを行う者の住所地

② 登録のないもの

譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地

(2) 鉱業権、租鉱権又は採石権等

鉱区、租鉱区又は採石場の所在地

(3) 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等（これらの権利の利用権を含む。）

登録機関の所在地（注）

（注）2以上の国で登録している場合には、権利の譲渡又は貸付けを行う者の住所地

(4) 公共施設等運営権

公共施設等の所在地

(5) 著作権等

著作権等の譲渡又は貸付けを行う者の住所地

(6) 営業権、漁業権又は入漁権等

これらの権利に係る事業を行う者の住所地

(7) 次の資産

① 有価証券（ゴルフ場利用株式等を除く。）

有価証券が所在していた場所

② 登録国債

登録機関の所在地

③ 出資者持分

持分に係る法人の本店又は主たる事務所の所在地

## (4) 金銭債権

金銭債権に係る債権者との譲渡に係る事務所等の所在地

## (5) ゴルフ場利用株式等

ゴルフ場等の所在地

## (8) (1)～(7)以外で所在していた場所が明らかでないもの

資産の譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地

**2. 役務の提供** (法4③二、令6②)

重要度◎

国内取引の判定は、役務の提供が行われた場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。

ただし、次の役務の提供は、その役務の提供が行われる時におけるそれぞれの場所が国内にあるかどうかによる。

## (1) 国内及び国外にわたって行われる旅客又は貨物の輸送

出発地、発送地又は到着地

## (2) 国内及び国外にわたって行われる通信

発信地又は受信地

## (3) 国内及び国外にわたって行われる郵便又は信書便

差出地又は配達地

## (4) 保 険

保険事業を営む者の保険契約に係る事務所等の所在地

## (5) 情報の提供又は設計

情報の提供又は設計を行う者の情報の提供又は設計に係る事務所等の所在地

## (6) 専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案等に係る役務の提供で生産設備等の建設又は製造に関するもの

生産設備等の建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所

## (7) (1)～(6)以外で役務の提供が行われた場所が明らかでないもの

役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地

**3. 金銭の貸付け等** (令6③)

重要度◎

国内取引の判定は、貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地が国内にあるかどうかにより行うものとする。

## 1-3 非課税

[ランクB]

### 1. 国内取引 (法6①、別表第一、令8)

重要度◎

国内において行われる資産の譲渡等のうち、次のものには、消費税を課さない。

- (1) 土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡及び貸付け（貸付期間が1月末満の場合及び施設の利用に伴って土地が使用される場合を除く。）
- (2) 有価証券（ゴルフ場利用株式等を除く。）、支払手段（収集品及び販売用のものを除く。）その他これらに類するもの（以下「有価証券等」という。）の譲渡
- (3) 利子を対価とする金銭の貸付け、信用の保証としての役務の提供、公社債投資信託等に係る信託報酬を対価とする役務の提供及び保険料を対価とする役務の提供その他これらに類するもの
- (4) 次の資産の譲渡
  - ① 日本郵便株式会社等が行う郵便切手類又は印紙の譲渡
  - ② 地方公共団体又は売りさばき人が行う証紙の譲渡
  - ③ 物品切手等の譲渡
- (5) 次の役務の提供
  - ① 国等が行うもので、その料金の徴収が法令に基づくもの
  - ② 裁判所の執行官又は公証人の手数料を対価とするもの
  - ③ 外国為替業務に係るもの

- (6) 健康保険法等に基づく資産の譲渡等
- (7) 次の資産の譲渡等
  - ① 介護保険法に基づく居宅サービス及び施設サービス等
  - ② 社会福祉事業及び更生保護事業として行われる資産の譲渡等（生産活動に基づくものを除く。）
- (8) 医師等による助産に係る資産の譲渡等
- (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供
- (10) 身体障害者用物品の譲渡、貸付けその他の資産の譲渡等
- (11) 学校教育法等に規定する教育として行う役務の提供
- (12) 学校教育法に規定する教科用図書の譲渡
- (13) 住宅の貸付け（契約において人の居住の用に供することが明らかなものに限るものとし、貸付期間が1月末満の場合等を除く。）

2. 輸入取引（法6②、別表第二）

重要度○

保税地域から引き取られる外国貨物のうち、次のものには、消費税を課さない。

- (1) 有価証券等
- (2) 郵便切手類
- (3) 印 紙
- (4) 証 紙
- (5) 物品切手等
- (6) 身体障害者用物品
- (7) 教科用図書

## テーマ1 総 則

### 1-4 輸出免税等

[ランクB]

#### 1. 輸出免税等 (法7①)

重要度◎

事業者（免税事業者を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、輸出取引等に該当するものについては、消費税を免除する。

#### 2. 輸出取引等の範囲 (法7①、令17)

重要度◎

- (1) 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- (2) 外国貨物の譲渡又は貸付け ((1)に該当するものを除く。)
- (3) 国内及び国外にわたって行われる旅客、貨物の輸送又は通信
- (4) 専ら(3)の輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡、貸付け又は修理で船舶運航事業者等に対するもの
- (5) (1)～(4)の資産の譲渡等に類するもの
  - ① 外航船舶等の譲渡、貸付け又は修理等で船舶運航事業者等に対するもの
  - ② 外国貨物の荷役、運送、保管、検数又は鑑定その他これらに類する外国貨物に係る役務の提供（指定保税地域等における内国貨物に係るこれらの役務の提供を含み、特例輸出貨物に係る役務の提供にあっては、一定のものに限る。）
  - ③ 国内及び国外にわたって行われる郵便又は信書便
  - ④ 無形固定資産等の譲渡又は貸付けで非居住者に対するもの
  - ⑤ 非居住者に対する役務の提供で次のもの以外のもの
    - イ 国内に所在する資産に係る運送又は保管
    - ロ 国内における飲食又は宿泊
    - ハ イ及びロに準ずるもので、国内において直接便宜を享受するもの

#### 3. 輸出証明

重要度◎

##### (1) 内 容 (法7②)

この規定は、その課税資産の譲渡等が輸出取引等に該当するものであることにつき、証明がされたものでない場合には、適用しない。

##### (2) 証明方法 (規5①)

輸出の事実を記載した書類又は帳簿を整理し、その課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又は事務所等の所在地に保存することにより証明する。

## テーマ1 総 則

(MEMO)

## 1-5

### 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に 係る免税

[ランク C]

#### 1. 輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税

重要度◎

##### (1) 内 容 (法8①、令18①⑤)

輸出物品販売場を経営する事業者が非居住者に対し、通常生活の用に供する物品（注1）で輸出するため一定の方法により購入されるものの譲渡（注2）を行った場合（注3）には、その物品の譲渡については、消費税を免除する。

（注1）食品類、飲料類、たばこ、電池等の消耗品を除く。

（注2）非課税とされるものを除く。

（注3）税抜対価の額の合計額が1万円を超えるときに限る。

##### (2) 免税を受けるための手続 (令18②)

非居住者が、その購入の際、旅券等をその輸出物品販売場を経営する事業者に提示し、かつ、これに購入の事実を記載した書類の貼付けを受けるとともに、その物品をその購入後に輸出するものであることを記載した書類を提出して、その物品の引渡しを受ける方法とする。

##### (3) 書類の保存 (法8②)

(1)の規定は、輸出物品販売場を経営する事業者が、その物品が非居住者によって一定の方法により購入されたことを証する書類を保存しない場合には、適用しない。

ただし、消費税が徴収される場合又は災害その他やむを得ない事情によりその保存をすることができなかったことを証明した場合は、この限りでない。

#### 2. 輸出物品販売場 (法8⑥)

重要度○

事業者（免税事業者を除く。）が経営する販売場で、非居住者に対し1(1)の物品で輸出するため一定の方法により購入されるものの譲渡をすることができるものとして、納税地の所轄税務署長の許可を受けた販売場をいう。

**3. 輸出しなかった場合の課税 (法8③)**

重要度○

1 (1)の物品を一定の方法により輸出物品販売場において購入した非居住者が、本邦から出国する日（注1）までに、その物品を輸出しないときは、その出港地の所轄税関長（注2）は、その者からその消費税相当額を原則として直ちに徴収する。

ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失したため輸出しないことにつき、その税関長（注2）の承認を受けた場合を除く。

（注1）その者が居住者となる場合には、その居住者となる日

（注2）その者が居住者となる場合には、そのなる時におけるその者の住所地又は居所地の所轄税務署長

**4. 輸出物品の譲渡等 (法8④⑤)**

重要度○

**(1) 譲渡等の禁止**

1 (1)の物品で、非居住者が輸出物品販売場において一定の方法により購入したものは、原則として国内において譲渡又は譲受けをしてはならない。

**(2) 譲渡等をした場合**

1 (1)の物品の譲渡又は譲受けがされたときは、税務署長はやむを得ない事情により承認を受けた者があるときはその者から、その承認を受けずにその譲渡又は譲受けがされたときは、原則としてその物品を譲り渡した者から、その消費税相当額を原則として直ちに徴収する。

**5. 輸出物品販売場の許可の取消 (法8⑦)**

重要度○

税務署長は、輸出物品販売場を経営する事業者が消費税に関する法令に違反した場合又はその施設等が不適当と認められる場合には、輸出物品販売場の許可を取り消すことができる。

## 1-6 小規模事業者に係る納税義務

[ランクA]

### 1. 納税義務者の原則 (法5①②)

重要度◎

- (1) 事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務がある。
- (2) 外国貨物を保税地域から引き取る者は、課税貨物につき、消費税を納める義務がある。

### 2. 小規模事業者に係る納税義務の免除 (法9①)

重要度◎

事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者については、原則にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。  
ただし、別段の定めがある場合は、この限りでない。

### 3. 課税事業者の選択の届出 (法9④)

重要度◎

2の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下である課税期間につき、課税事業者選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、提出日の属する課税期間の翌課税期間（注1）以後の課税期間（注2）中に国内において行う課税資産の譲渡等については、納税義務は免除されない。

（注1）提出日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の一定の課税期間である場合には、その課税期間

（注2）基準期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間を除く。

### 4. 選択不適用の届出 (法9⑤⑥⑧)

重要度◎

- (1) 課税事業者選択届出書を提出した事業者は、その適用を受けることをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、課税事業者選択不適用届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- (2) 課税事業者選択届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、その届出の効力が生ずる課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、課税事業者選択不適用届出書を提出することができない。
- (3) 課税事業者選択不適用届出書の提出があったときは、提出日の属する課税期間の末日の翌日以後は、課税事業者の選択の届出は、その効力を失う。

**5. 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合 (法9⑦)**

重要度○

**(1) 内 容**

課税事業者選択届出書を提出した事業者は、その届出の効力が生ずる課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間（注1）中に調整対象固定資産の仕入れ等（注2）を行った場合（注3）には、4(2)にかかわらず、事業を廃止した場合を除き、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、課税事業者選択不適用届出書を提出することができない。

（注1）簡易課税の適用を受ける課税期間を除く。

（注2）国内における調整対象固定資産の課税仕入れ又は調整対象固定資産に該当する課税貨物（他の法律等により消費税が免除されるものを除く。）の保税地域からの引取りをいう。

（注3）一定の課税期間にその届出書の提出前にその仕入れ等を行った場合を含む。

**(2) 提出がなかったものとみなされる場合**

（1）の場合において、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日からその仕入れ等の日までの間に課税事業者選択不適用届出書を納税地の所轄税務署長に提出しているときは、その届出書の提出は、なかったものとみなす。

**6. 有恕規定 (法9⑨、令20の2)**

重要度○

（1）事業者が、やむを得ない事情があるため課税事業者選択届出書又は課税事業者選択不適用届出書を3の適用を受けようとし又は受けることをやめようとする課税期間の初日の前日（注）までに提出できなかった場合において、一定の申請書を、その事情がやんだ後相当の期間内に、納税地の所轄税務署長に提出し承認を受けたときは、これらの届出書をその課税期間の初日の前日に税務署長に提出したものとみなす。

（注）その課税期間が一定の課税期間である場合には、その課税期間の末日。

（2）税務署長は、届出書の提出ができなかつたことにつきやむを得ない事情がないと認めるときは、その申請を却下する。

（3）税務署長は、承認又は却下の処分をするときは、その申請をした事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

## テーマ1 総 則

### 7. 一定の課税期間 (令20)

重要度○

- (1) 事業者が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間
- (2) 個人事業者が相続により課税事業者の選択をしていた被相続人の事業を承継した場合におけるその相続があった日の属する課税期間
- (3) 法人が吸収合併により課税事業者の選択をしていた被合併法人の事業を承継した場合におけるその吸収合併があった日の属する課税期間
- (4) 法人が吸収分割により課税事業者の選択をしていた分割法人の事業を承継した場合におけるその吸収分割があった日の属する課税期間

### 8. 用語の意義 (法2①十四、法9②③)

重要度○

#### (1) 基準期間

##### ① 個人事業者

その年の前々年

##### ② 法 人

その事業年度の前々事業年度（注）

（注）前々事業年度が1年未満の場合には、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間

#### (2) 基準期間における課税売上高

##### ① 個人事業者及び基準期間が1年である法人

基準期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から、売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額

##### ② 基準期間が1年でない法人

①の残額をその法人のその基準期間に含まれる事業年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額

※ 1月未満の端数は、1月とする。

テーマ1 総 則

(MEMO)

## 1-7 前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例

[ランクB]

### 1. 前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例 (法9の2①③)

重要度◎

個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合（注）において、特定期間における課税売上高が1,000万円を超えるときは、その年又はその事業年度における課税資産の譲渡等については、納税義務は免除されない。

なお、この規定を適用する場合には、特定期間中に支払った支払明細書に記載すべき一定の給与等の合計額を特定期間における課税売上高とすることができます。  
(注) 課税事業者を選択している場合を除く。

### 2. 用語の意義 (法9の2②④)

重要度◎

#### (1) 特定期間

##### ① 個人事業者

その年の前年1月1日から6月30日までの期間

##### ② その事業年度の前事業年度（注1）がある法人

その前事業年度開始の日以後6月の期間

(注1) 7月以下であるものその他の一定のもの（以下「短期事業年度」という。）  
を除く。

##### ③ その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人

その事業年度の前々事業年度（注2）開始の日以後6月の期間（注3）

(注2) その事業年度の基準期間に含まれるものその他の一定のものを除く。

(注3) その前々事業年度が6月以下の場合には、その前々事業年度開始の日から  
その終了の日までの期間

#### (2) 特定期間における課税売上高

特定期間に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から、売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額

テーマ1 総 則

(MEMO)

## 1-8 相続があった場合の納税義務の免除の特例

[ランクB]

### 1. 相続があった場合の納税義務の免除の特例

重要度◎

#### (1) 相続があった年 (法10①)

その年において相続があった場合において、その年の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である相続人が、次の要件を満たすときは、その相続人（注）のその相続のあった日の翌日からその年の12月31日までの間ににおける課税資産の譲渡等については、納税義務は免除されない。

<要 件>

その基準期間における課税売上高が1,000万円を超える被相続人の事業を承継したこと

（注）課税事業者の選択又は前年等の課税売上高による特例により納税義務が免除されないものを除く。

#### (2) 相続があった年の翌年、翌々年 (法10②)

その年の前年又は前々年において相続により被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合において、次の要件を満たすときは、その相続人（注）のその年における課税資産の譲渡等については、納税義務は免除されない。

<要 件>

その相続人のその基準期間における課税売上高とその相続に係る被相続人のその基準期間における課税売上高との合計額が1,000万円を超えること

#### (3) 事業場を分割して承継した場合 (法10③、令21)

相続により、2以上の事業場を有する被相続人の事業を2以上の相続人が事業場ごとに分割して承継した場合の、被相続人の基準期間における課税売上高は、その相続人が相続した事業場に係る部分の金額とする。

テーマ1 総 則

(MEMO)

税理士受験シリーズ  
2014年度版 39 消費税法 理論マスター

発行日 2013年8月24日  
初版発行

編著者 TAC株式会社（税理士講座）

発行者 斎藤博明

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)  
〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18

西村ビル

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<http://www.tac-school.co.jp/>

<http://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2013

管理コード 05539P-00

〈ご注意〉

本書の全部または一部を、著作権者ならびにTAC株式会社に無断で、複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）することを禁じます。万一上記など著作権法に抵触する行為をすると処罰されますので、取扱いに十分ご注意ください。